

## [事案 2022-321] 入院一時金支払請求

・令和5年12月20日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年6月29日から同月30日まで「腰部脊柱管狭窄症」で入院したため、入院一時金を受領した。その後、同年7月26日から8月8日まで「腰部脊柱管狭窄症」で入院し、入院中の7月27日に「脊椎固定術、推弓切除術、推弓形成術（後方錐体固定）」「骨移植術（軟骨移植術を含む、同種骨移植、非生体、その他）」（以下、「本件各手術」）を受けたため、令和3年12月に契約した終身医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、入院一時金が不支払いとなった。しかし、以下等の理由により、入院一時金を支払ってほしい。

- (1)入院中のLINEや給付金請求手続をするための面談で、募集人に手術給付金と入院一時金が出ることを確認した。
- (2)実際の給付金が少なかったため、募集人にLINEで問い合わせたところ、募集人は勘違いを認めた。
- (3)今回の給付金を自動車免許取得のために使うつもりで、予約や一部入金をしてしまったが、給付金が入らなかったため、消費者金融から借り入れして支払うこととなった。
- (4)30日以上期間が空かないと入院一時金が出ないと知っていたら、入院、手術の日程は変更できた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本入院は、最初の入院の退院日の翌日から30日経過後に開始した入院ではないことから、約款の規定上、2回の入院は1回の入院と見なされ、入院一時金は先に支給された分のみとなった。
- (2)仮に募集人が適切・十分な説明をしたとしても、令和4年6月29日時点で同年7月26日から2週間程度の入院が予定されていたことから、2回の入院が合算されることは変わらなかった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院前後の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人と募集人のLINEのやりとりによれば、募集人の誤説明は顕著であるが、LINEでの説明を訂正し、正確な情報を十分に伝えたことを裏付けるものは見当たらない。
- (2)いつ手術するかということは医学上の判断にもとづくべきものであるとはいえ、患者の事情を全く考慮しないものでもないことに鑑みれば、募集人の誤説明がなければ、入院時期

を調整することで本入院についての入院一時金を受領できた可能性もあながち否定できるものではない。